

第3次青森県循環型社会形成推進計画の概要

第1章 趣旨

1 策定の趣旨

循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進
(前回策定:平成23年3月)

2 計画の性格

「資源循環」の観点を取り入れた廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理計画」

3 期間

平成28年度から平成32年度まで(5年間)

第2章 廃棄物処理の現状と課題

1 一般廃棄物の現状と課題

㊦ 1人1日当たりごみ排出量1,069g
(全国値よりも111g多く、全国46位)

生活系ごみ、事業系ごみともに減量化が必要。

㊦ リサイクル率13.7%

(全国値よりも6.9ポイント低く、全国44位)

紙類の資源化量が全国値の約7割にとどまっている。

2 産業廃棄物の現状と課題

㊦ 排出量294万9千t、再生利用量140万1千t、最終処分量6万1千t

前回調査時(H20)と比較すると、排出量及び再生利用量は増加し、最終処分量は減少。

関係者の責任と役割分担に応じた取組が必要。

第3章 循環型社会形成に向けた現状と課題

㊦ 最終処分量145千t

(平成20年度(153千t)と比較し、約5.2%減少)

資源生産性の向上、減量化量及び最終処分量等の改善、物質フローの改善が必要。

第4章 循環型社会の形成に向けて

〈本県が目指す循環型社会のイメージ〉

- 1 「もったいない」の考え方に即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- 2 地域の特性に応じた地域循環圏の構築
- 3 環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大
- 4 自然との共生と適正な物質循環の確保

目標値(平成32年度)

○一般廃棄物

- ・1人1日当たりごみ排出量980g
(生活系680g、事業系300g)
- ・リサイクル率25%

○産業廃棄物

- ・排出量を平成25年度より約4.1%増に抑制
- ・再生利用量を平成25年度より約4.9%増
- ・最終処分量を平成25年度と同じ6万1千t

第5章 計画の推進と各主体の役割・取組

1 計画推進の基本方向

県と市町村が適切な役割分担の下、施策の推進に取り組み、県民総参加で目標実現を目指して取り組んでいく。

2 県の役割・取組

全県的・広域的な取組のコーディネーター及び主体として次の施策に取り組む。

(1)一般廃棄物の3Rの推進

もったいない・あおもり県民運動の展開、市町村との連携や生活系・事業系それぞれの3R推進を意識した取組の重点化

(2)産業廃棄物の3Rの推進

(3)リサイクル関連産業の振興

(4)環境公共の推進

(5)廃棄物の適正処理の推進

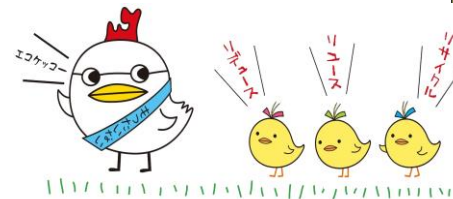
(6)不法投棄対策の推進

(7)環境教育・環境学習の推進

3 市町村の役割・取組

4 県民、事業者、NPO等の民間団体の役割・取組

5 個別のリサイクル法による取組



がんばろう 3つのRでエコケッコー